

滋賀県新しいエネルギー社会づくりを考える懇話会設置要綱

(設置)

第1条 エネルギーを巡る新たな状況変化に的確に対応しながら、長期的、総合的かつ計画的なエネルギー政策を推進するための指針となる「(仮称)新しいエネルギー社会の実現に向けた道筋」(以下「道筋」という。)を策定するにあたり、エネルギー問題に関する有識者から意見を聴取し、検討するため、滋賀県新しいエネルギー社会づくりを考える懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 道筋の策定に向けた検討に関する意見・助言。
- (2) その他道筋の策定にあたり必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 懇話会は別表に掲げる委員で構成する。

- 2 懇話会に座長、副座長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 座長は、懇話会の会議の議長として会務を総括する。
- 4 副座長は、座長に事故あるとき、または欠けたときに座長の職務を代理する。
- 5 懇話会に必要なに応じてオブザーバーを置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、本要綱施行の日から道筋策定の日までとする。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、滋賀県知事公室長が招集する。

- 2 会議は公開とする。ただし、知事公室長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。
- 3 知事公室長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(運営)

第6条 懇話会の運営に必要な事務は、滋賀県エネルギー政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、知事公室長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年7月10日から施行する。

(別表)

滋賀県新しいエネルギー社会づくりを考える懇話会 委員名簿

[敬称略、五十音順]

氏名	団体・所属 役職等
いはら ともひと 伊原 智人	Green Earth Institute 株式会社 代表取締役
えだひろ じゅんこ 枝廣 淳子	幸せ経済社会研究所 所長 東京都市大学環境学部 教授
おおわだ じゅんこ 大和田 順子	一般社団法人ロハス・ビジネス・アライアンス 共同代表
きっかわ たけお 橘川 武郎	東京理科大学大学院イノベーション研究科 教授
つちや はるき 槌屋 治紀	株式会社システム技術研究所 所長 京都エコエネルギー学院 学院長
やすだ まさし 安田 昌司	滋賀県立大学産学連携センター 教授
よこやま りゅういち 横山 隆一	早稲田大学名誉教授